

令和2年度(2020年度)東北大学大学院法学研究科  
博士課程前期2年の課程(4月入学)学生募集要項  
(一般選抜)

東北大学大学院法学研究科・法政理論研究専攻(研究大学院)は、法学・政治学のあらゆる分野にわたる学術研究を担う部門であり、2つの専門職大学院(法科大学院及び公共政策大学院)を含む3つの大学院で構成される東北大学法学研究科全体の中では、「知的先端拠点」と位置づけられるものです。

東北大学大学院法学研究科では、教育研究に従事するにあたっての基本理念として伝統的に「研究第一」を掲げてきましたが、不斷に高度化し複雑化する現代社会では、日々新たにさまざまな法的・政治的問題が生じており、「研究」の意義と役割もまた絶えず変化しています。研究大学院の目的は、現代社会の諸問題に対し、理論的観点からの研究を行うこと、さらにその成果を踏まえて、理論的研究と法律実務・政策実務との接点に位置する法科大学院及び公共政策大学院に、新たな知見を提供することにあります。

以上のような目的に照らして、法政理論研究専攻(研究大学院)の博士課程前期2年の課程では、次のような人々の入学を期待しています。

- 法学・政治学に関する基礎知識を有し、さらに高度な課題に対する専門的関心を持って先端的な学問の修得を志す人
- 法学・政治学に関する幅広い識見を基礎しながら、各専門分野において国際的に活躍する学術研究者を志す人
- 研究生活を通じて培った学問的洞察力を、より良き社会の実現のために活用する実務家を志す人

## 1. 専攻及び募集人員

法政理論研究専攻

一般選抜(4月入学)・特別選抜(4月入学・10月入学)合わせて10名

## 2. 出願資格

博士課程前期2年の課程の入学試験に出願できるのは、次の(1)～(11)のいずれかの該当者又は令和2年3月までの該当見込み者です。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号参照)
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育

における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- (10) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 2 年 3 月末までに 22 歳に達するもの

備考1. 出願資格(9)は、本年度は適用しません。

備考2. 出願資格(6), (10)又は(11)により出願しようとする者は、事前に入学資格の審査を行いますので、令和元年 8 月 30 日(金)までに法学研究科教務係へ申し出てください。

### 3. 出願手続

出願者は、次により法学研究科教務係において手続きを行ってください。

受付時間は、平日の午前 8 時 45 分より午後 0 時 45 分まで及び午後 1 時 45 分より午後 4 時 45 分までとします。  
なお、郵送の場合も受付期間内に必着とします。

#### (1) 受付期間

令和元年 9 月 18 日(水)から 9 月 24 日(火)まで

#### (2) 提出書類等

出願者は、次の書類をとりまとめ、法学研究科教務係に提出してください。

募集要項及び出願書類の様式は東北大学大学院法学研究科ウェブサイト

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/>) からダウンロードしてください。

ダウンロードがうまくいかない場合は、法学研究科教務係までご連絡ください。

提出書類		摘要
①	入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
②	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
③	成績証明書	出身大学(学部)長の発行する成績証明書 注 1 を参照してください。
④	研究計画書 4 部 (原本 1 部、コピー 3 部)	入学を志望する理由、入学後の研究計画及び博士課程前期 2 年の課程修了後の進路等を 1,000 字程度の日本語で記したもの(A4 判)
⑤	言語能力試験の成績証明書 (写し)	受付期間最終日から過去 2 年以内に受験した母国語以外の語学能力試験(外国人留学生については日本語能力試験を含む。)のスコアを証明する書類を提出してください。提出可能な試験の種類については、4. 選考方法(2)②語学能力試験の成績証明書を参照してください。証明書類については出願時に写しを提出してください。また、口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。例外として、受験及び証明書類の取得が間に合わない場合には、出願時にその旨の申告書類(様式自由)を提出することにより、口述試験時まで提出期限を延長することを認めます。この場合には、口述試験時に原本と写しの両方をご持参ください。

⑥	卒業(見込)証明書又は 学位授与(申請(予定))証明 書	出身大学(学部)長の発行する卒業(見込)証明書 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者は、同機構が発行 する「学士の学位授与証明書」を提出してください。また、同機構に学士の学位授 与申請をする予定の者は、短期大学又は高等専門学校長が発行する「学位授与 申請(予定)証明書」を提出してください。 注1を参照してください。
⑦	検定料 30,000 円	郵送の場合は郵便普通為替証書とし、指定受取人欄には記入しないでください。 災害の被災者に対する入学検定料の免除については、次のウェブサイトをご参照 ください。 <a href="http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/">http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/</a>
⑧	住民票	日本に在留している外国人で入学を志望する者(在留期間が90日を超えない者 を除く。)のみ。市区町村長が発行したものと提出してください。
⑨	受験票送付用封筒(長3)	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、362円分の切手を貼ったもの
⑩	選考結果通知用宛名ラベル	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの
⑪	その他	必要に応じ、本研究科が指定する書類 注2を参照してください。

注1:本学法學部を卒業した者及び令和2年3月卒業見込みの者は、③及び⑥の書類は提出不要です。

注2:受験及び修学上の配慮を必要とする入学志願者のための相談を行っていますので、相談を希望する方は、次の事項  
を記載した申出書(様式任意)を提出してください。

なお、申出書の提出を理由として、合否判定の際に不利に扱われることはありません。

\* 相談の期限:原則として令和元年8月30日(金)まで

\* 申出書に記載する内容

①志願者の氏名、住所(連絡先電話番号も記載)、②出身大学等、③受験上の配慮を希望する事項、  
④修学上の配慮を希望する事項、⑤これまで認められたことのある配慮の内容、⑥日常生活の状況、  
⑦その他参考となる資料(現に治療中の者は、医師の診断書を添付)

\* 提出先:法学研究科教務係

#### 4. 選考方法

選考は、第1次選考(筆記試験)と第2次選考(口述試験及び提出書類による書類審査)とに分けて行います。第2次選考  
は、第1次選考の合格者に対して行い、その結果と第1次選考の結果を総合して最終合格者を決定します。

ただし、外国人留学生の出願者に対する選考方法は、別紙のとおりとします。

##### (1) 第1次選考(筆記試験)

以下に掲げる試験科目の中から、主に研究しようとする科目を1科目と、それ以外の科目を1科目、計2科目を出願の  
際に選択し、受験してください。ただし、試験科目のうち、憲法と比較憲法を併せて選択することはできません。

なお、試験には、六法を貸与します。

##### [試験科目]

民法、商法、民事訴訟法、倒産法、労働法、社会保障法、知的財産法、憲法、比較憲法、行政法、租税法、  
刑法、刑事訴訟法、刑事政策、国際法、法理学、日本法制史、西洋法制史、英米法、現代政治分析、西洋  
政治思想史、国際関係論、比較政治学、日本政治外交史、ヨーロッパ政治史、中国政治論、アジア政治経  
済論

ア. 試験日時 令和元年10月15日(火) 午後1時～午後4時

イ. 試験場所 東北大学大学院法学研究科(法学研究科棟)

#### ウ. 第1次選考合格者発表

令和元年11月22日(金)

午前11時(予定)に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/>)にて発表します。  
なお、同日中に合格者には第1次合格通知書を発送します。

#### (2) 第2次選考(口述試験及び提出書類による書類審査)

##### ①口述試験

研究計画書を中心に提出書類に基づいて行います。

ア. 試験日程 令和元年11月25日(月)から11月29日(金)の間

第1次選考合格者発表の後、合格者に詳細を通知します。

イ. 試験場所 東北大学大学院法学研究科(法学研究科棟)

注:口述試験について、その日程を変更することがあります。その場合には、あらかじめ該当者にその旨を通知しますので、注意してください。

##### ②語学能力試験の成績証明書

書類審査にかかる語学能力試験の成績証明書として、下記いずれかの試験のうち、受付期間最終日から過去2年以内に受験した母国語以外の語学能力試験の成績証明書の写しを提出してください。口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。なお、下記に記載されたもの以外の試験による証明書は使用することができません。

英語 注1	TOEFL iBT®, TOEFL® PBT, TOEFL ITP®, IELTS
ドイツ語	Goethe-Zertifikat B1, B2, C1, C2, TestDaF
フランス語	DELF B1, B2, DALF C1, C2
中国語	HSK 3級, 4級, 5級, 6級
韓国語	TOPIK II 3級, 4級, 5級, 6級
スペイン語	DELE B1, B2, C1, C2
日本語 注2	JLPT N1 注3

注1:Examinee's Score Record(受験者用控えスコア票)の写しを提出してください。口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。

注2:外国人留学生に限ります。

注3:本学で実施する東北大学外国人留学生等特別課程(日本語)の受講者は、「履修証明書」の提出をもってこれの提出に代えることができます。

注4:TOEFL, TOEFL iBT 及び TOEFL ITP はエデュケーション・テスティング・サービス(ETS)の登録商標です。

#### 5. 最終合格者発表

令和元年12月20日(金)

午前11時(予定)に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/>)にて発表します。  
なお、同日中に第2次選考合格者には合格通知書を発送します。

#### 6. 入学手続

入学時に必要な手続き書類等は、別途案内します。

##### (1) 入学料の納付期間

令和2年3月2日(月)及び3日(火)

入学料がこの間に納付されない場合は、入学辞退者となります。

##### (2) 入学料

282,000円(予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

## 7. 授業料

前期分: 267,900 円(年額 535,800 円)(予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

## 8. 長期履修学生制度の適用

本研究科では、職業を有している等の事情(注)によって、標準修業年限である 2 年を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者について、審査の上許可する制度(「長期履修制度」)を実施しており、この制度の適用者を「長期履修学生」といいます。

この制度に関する申請方法等につきましては、法学研究科教務係までお問い合わせください。

注:個人の事情により、標準の修業年限を超えて在学し、学位の取得を希望する次のいずれかに該当する者とします。

- ① 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ② 出産・育児、介護等を行う必要がある者
- ③ その他、本研究科が適当と認める者

## 9. その他

- (1) 出願書類等を郵送する場合には、書留郵便としてください。
- (2) 出願手続後の出願取り下げ及び書類記載事項の変更は認めません。
- (3) 出願のため提出した書類及び検定料は返却しません。
- (4) 合否の問い合わせには、一切応じません。
- (5) 法学研究科教務係において、前年度までの筆記試験問題を閲覧することができます。
- (6) 進路選択等に資することを目的として、教員を紹介することができますので、出願を検討している者は、法学研究科教務係まで積極的にお問い合わせください。なお、本研究科に所属している教員の氏名及び専攻分野については、ウェブサイト(<http://www.law.tohoku.ac.jp/staff/>)を参照してください。
- (7) 個人情報の取扱いについて
  - ① 本研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
  - ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、追跡調査、入学後の学生支援関係(奨学・授業料免除及び健康管理等)及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

令和元年 8 月

郵便番号 980-8576

仙台市青葉区川内 27-1

東北大学大学院法学研究科

電話(022)795-6176

<http://www.law.tohoku.ac.jp/>